



建設業フォローアップ相談ダイヤル受付状況(平成27年4～6月分)

相談の受付件数

平成27年4～6月の受付件数は30件。ブロック別の内訳は関東21件、中部6件、近畿2件、四国1件。

相談者の属性

建設業者からの相談が最も多く(23件。元請14件、下請1件、専門業者2件など)、次いで労働者(2件)や、公共発注者(2件)などからの相談があった。

主な相談内容

品確法の運用指針に関する相談が過半を占めた(16件)。その内訳は、歩切りの根絶等予定価格の適正な設定、ダンピング対策の活用の徹底、適切な設計変更、適切な工期設定・施工時期等の平準化など。その他は、社会保険未加入対策(4件)、新労務単価関係(3件)などに関する相談であり、具体的には次のとおり。

<品確法の運用指針に関する情報>

- 幅員3mの農道への用水路設置工事で、実際には2t・4t車を使わざるを得ないのに、大型ダンプ1台分で積算されており、実態に即した積算になっていない。【4月・建設業者】
- コンクリート切削時に発生する濁水の積算上の単価等の取扱いの見直しについて、発注者に相談しているところ。【4月・元請】
- 設計書金額から万円単位や千円単位を切り下げているが、歩切りに該当するのか。【4月・公共発注者】
- 地方公共団体の発注工事について、HPで公表されている設計書金額(事前公表)と予定価格(事後公表)は数十万円程度の差があり歩切りを行っているように見える。【5月・元請】
- 地方公共団体において最低制限価格の基準引き下げがなされたが、ダンピング受注を助長するのではないかと(他に3件同様の相談あり)。【4月・元請】
- 地方公共団体の発注工事において追加工事が発生し見積書を提出したが、予算の都合を理由として一部しか変更契約に応じてくれなかった。【4月・元請】
- 4月からの入園に間に合わせるため、保育園の建設工事などは、工期に無理があることを承知で発注する発注者がいる。一方で、工期遵守が難しいのに、無理して受注しようとする受注者もいる。【6月・元請】
- 地方公共団体において、工期内に工事を完成させても完成検査がなかなか実施されず、現場代理人や技術者などは長期間拘束され、他の受注に影響が出ている。最終の数量変更においても、実際の変更にかかるので、下請の支払いなどの資金繰りに影響が出ている。【5月・元請】

<公共工事設計労務単価改正後の請負契約に係る情報>

- 社会保険の加入促進について、元請として直接の契約関係のない2次・3次下請けまで加入してもらうためにはどのように対応すればよいか。【4月・元請】
- 社会保険に加入しないと建設業許可の更新時に社会保険部局に通報され、場合によっては処分されると聞いたが自分の場合はどうなるのか。【4月・専門工事業者】
- 設計労務単価の引き上げがなされたが、引き上げ分が職人にそのまま支払われるのか。【5月・建設業者】
- 設計労務単価の引き上げ分が下請業者、特に現場の作業員にまで行き渡っているか、発注者としてどのように把握すべきか。【5月・公共発注者】

<その他の関連情報>

- 請負代金額の上昇を認めつつも、民間発注者がスライド条項の適用に応じてくれない。紛争審査会にも相談に行きたいと考えている。【4月・元請】

相談を受け付けた情報については、相談者の意向を踏まえ、発注者その他の関係者に情報提供を行うこと等により、発注事務の見直しや現場の改善に繋がっていきます。

相談内容に関連する国の制度・取組

相談内容		件数
品確法の運用指針に関する情報	① 予定価格の適正な設定	4
	② 歩切りの根絶	3
	③ <u>ダンピング対策の活用の徹底</u>	4
	④ 適切な設計変更	2
	⑤ 見積りの活用	0
	⑥ <u>適切な工期設定・施工時期等の平準化</u>	1
	⑦ 施工状況の確認・評価	1
	⑧ 受注者との情報共有、協議の迅速化	0
	⑨ <u>多様な入札契約方式の選択・活用</u>	0
	⑩ 発注者間の連携体制の構築	0
	⑪ その他	1
単価改正後の請負契約に係る情報	⑫ <u>社会保険未加入対策</u>	4
	⑬ <u>新労務単価関係</u>	3
	⑭ 建設業法全般	4
	⑮ 元下関係	0
その他	⑯ その他	3

※上記①～⑯に関連する最新の施策については、国土交通省土地・建設産業局HPを参照(項目名のクリックで関連ページへジャンプ)